

## 津島市景観計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 景観計画を策定するため、津島市景観計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (定義)

第2条 この要綱において、景観計画とは、景観法（平成16年法律第110号）第8条の規定に基づき策定する計画をいう。

### (組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会の議員
- (3) 関係団体の代表者若しくは関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、令和9年3月31日までとする。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が委員のうちから指名する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、専門事項の検討等のため必要があると認めるときは、当該専門事項に係る関係者の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。

5 委員会の議事及び会議録は原則として公開とする。

### (オブザーバー)

第6条 委員会には、オブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、委員会の求めに応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

3 オブザーバーに事故があるときは、その職務を代理する者が委員会の会議に加わ

ることができる。

(庁内検討会議)

第7条 委員会に、本計画の素案を検討するため庁内検討会議を置く。

2 庁内検討会議は、まちづくり推進部まちづくり事業課長を議長とし、別表に掲げる課を委員として組織する。

3 議長は、委員へ意見等を徴収することができ、必要に応じて庁内検討会議を開催することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、まちづくり推進部まちづくり事業課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

3 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

津島市景観計画策定委員会名簿

第3条関係

| 名称 | 氏名    | 所属                              | 区分              |
|----|-------|---------------------------------|-----------------|
| 委員 | 野澤 英希 | 愛知工業大学工学部建築学科 教授                | 学識経験者<br>(1号委員) |
| 委員 | 川口 暢子 | 愛知工業大学工学部社会基盤学科<br>准教授          | 学識経験者<br>(1号委員) |
| 委員 | 清水 基史 | 津島市議会議員                         | 市議会<br>(2号委員)   |
| 委員 | 黒田 剛司 | 津島市文化財保護審議会 会長                  | 関係団体<br>(3号委員)  |
| 委員 | 沖 尚也  | 津島市商店街連合会 会長                    | 関係団体<br>(3号委員)  |
| 委員 | 西尾 浩伸 | 愛知県建築士事務所協会 津島支部長               | 関係団体<br>(3号委員)  |
| 委員 | 水野 佳恵 | 独立行政法人都市再生機構<br>都市再生業務部<br>担当課長 | 関係団体<br>(3号委員)  |
| 委員 | 水越 悟  | 市民代表                            | 市民代表<br>(4号委員)  |

第6条関係

| 名称     | 氏名    | 所属                       | 区分     |
|--------|-------|--------------------------|--------|
| オブザーバー | 湯浅 健司 | 愛知県都市・交通局都市基盤部<br>公園緑地課長 | 関係行政団体 |
|        | 武井 孝  | 愛知県海部建設事務所<br>道路整備課長     | 関係行政団体 |
|        | 近藤 久雄 | 愛知県海部建設事務所<br>維持管理課長     | 関係行政団体 |

別表（第 7 条関係）

| 役職 | 構成員         |
|----|-------------|
| 議長 | まちづくり事業課長   |
| 委員 | 都市計画課       |
| 委員 | 企画政策課       |
| 委員 | 観光・プロモーション課 |
| 委員 | 都市整備課       |
| 委員 | 社会教育課       |